

掛川市教育委員会規則第3号

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月26日

掛川市教育委員会教育長

(別紙)

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表こども給食課の項中「こども給食係」の次に「さかがわ学校給食センター 給食文化苑こうようの丘 大東学校給食センター 大須賀学校給食センター」を加え、同条第3項を削る。

第5条第3項第1号中コをシとし、ケの次に次のように加える。

- コ 教育情報化の推進に関すること。
- サ 校務支援・教育情報環境整備に関すること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。